

# 子ども・子育て支援新制度について

## 子ども・子育て支援新制度って？

子ども一人ひとりが健やかに成長することができる社会を目指して、平成24年8月に子ども・子育て関連3法(※)が成立しました。この法律と関連する法律に基づいて、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が、スタートする予定です。

新制度では、認定こども園の普及、待機児童解消の推進、地域での子育て支援等、子どもや子育て家庭の状況に応じたさまざまな支援を市町村が中心となって行います。

## ※子ども・子育て関連3法って？

- ① 子ども・子育て支援法
- ② 認定こども園法の一部を改正する法律
- ③ 関係法律の整備等に関する法律

この3つの法律を総称して「子ども・子育て関連3法(さんぼう)」と呼んでいます。

\* 新制度について、詳しくは内閣府のホームページをご覧ください。  
[内閣府ホームページ「子ども・子育て支援新制度について」](http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/) (www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/)

## なぜ新たな制度になるの？

子ども・子育てをめぐる現状と課題を踏まえ、「子どもの最善の利益」が実現される社会にしていくために、今までの制度を見直して、新たな制度をスタートさせます。

### 子育てをめぐる現状と課題

- 急速な少子化の進行
- 子ども・子育て支援が質・量ともに不足
- 質の高い幼児期の学校教育・保育のニーズ
- 核家族化や高齢化、地域での人間関係の希薄化などによる子育ての孤立感と負担感の増加
- 保育所に入れない深刻な待機児童問題 ……など



解決に向けて



### 子ども・子育て支援新制度

子ども・子育て支援新制度は、すべての子ども・子育て家庭が必要とする子ども・子育て支援を受けられるようにする仕組みです。

市町村は、新制度への移行にあたって、国が定める「基本方針」に基づき、地域のニーズを踏まえた「子ども・子育て支援事業計画」を策定することとされています。

宮古島市においても、子ども・子育て支援に関する市民の皆様のニーズを把握するとともに子育て中の方、子育て支援に携わっている方の意見を伺いながら、事業計画の策定を進めています。

新制度へ円滑に移行できるよう、事業計画の策定を始め、各種基準の制定など必要な準備を進めていきます。

## 具体的にはどんなことをするのか？ ～新制度の取組～

### 1. 幼稚園と保育所のいいところをひとつにした「認定こども園」の普及を図ります。

#### 幼稚園(3～5歳)

小学校以降の教育の基礎をつくる幼児期の教育を行う学校

##### 利用時間

昼過ぎ頃までの教育時間のほか、園により預かり保育などを実施。

##### 利用できる保護者

制限なし

#### 保育所(0～5歳)

就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設

##### 利用時間

夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施。

##### 利用できる保護者

共働き世帯など、家庭で保育のできない保護者。

#### 認定こども園(0～5歳)

幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設

- ◆ 保育が必要ないお子さんには、昼過ぎ頃までの教育のほか、園により預かり保育等を実施。
- ◆ 保育が必要なお子さんには、上記の教育とともに、夕方までの保育や、園により延長保育を実施。

※3～5歳児のみを対象とする園もあります。  
※0～2歳のお子さんが利用できるのは保育の必要がある場合です。

##### 認定こども園のポイント

- ◆ 3歳以上児については保護者の就労状況に関係なく入園でき、幼児教育と保育を一体的に行います。  
保護者が仕事を始めたり、やめたり、就労状況が変わった場合も、通い慣れた園を継続して利用できます。
- ◆ 3歳未満児においては、親の就労状況等について審査のうえ入園できます。
- ◆ 子育て支援の場が用意されているため、園に通っていない子どものご家庭も、子育て相談や親子の交流の場などに参加できます。

※本市では、平成27年4月の開園に向けて整備しています。  
学校法人花園学園 幼保連携型認定こども園はなぞのこども園の1カ所

### 2. 保育の場を増やし、待機児童を減らして、子育てしやすい、働きやすい社会にします。

待機児童の多い0～2歳児を、少人数の単位で保育する場を確保していきます。

#### 地域型保育(0～2歳)

施設(原則20人以上)より少人数の単位で、0～2歳の子どもを預かる事業

新制度では、新たに市町村の認可事業とし、待機児童の多い0～2歳児を対象とする事業を増やします。



##### 4つのタイプ

- ① 家庭的保育(保育ママ)  
家庭的な雰囲気のもとで、少人数(定員5人以下)を対象にきめ細かな保育を行います。
- ② 小規模保育  
少人数(定員6～19人)を対象に家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行います。
- ③ 事業所内保育  
会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育します。
- ④ 居宅訪問型保育  
障害・疾病などで個別のケアが必要な場合や、施設が無くなった地域で保育を維持する必要がある場合などに、保護者の自宅で1対1で保育を行います。

### 3. 幼児期の学校教育や保育、地域の様々な子育て支援の量の拡充や質の向上を進めます。

新制度は、共働き家庭だけでなく、すべての子育て家庭を支援する仕組みです。ご家庭で子育てをする保護者も利用できる「一時預かり」や身近なところで子育て相談などが受けられる「地域子育て支援拠点」など、地域の様々な子育て支援を充実していきます。



#### 新制度利用の流れ

◆施設などの利用にあたっては、利用のための認定をうけていただきます。

<認定の区分と内容>

年齢	希望	区分	利用先
満3歳以上	教育を希望	1号認定 (教育標準時間認定)	幼稚園 認定こども園
	「保育の必要な事由」にあてはまり保育を希望	2号認定 (満3歳以上・保育認定)	保育所 認定こども園
満3歳未満	「保育の必要な事由」にあてはまり保育を希望	3号認定 (満3歳未満・保育認定)	保育所、認定こども園 小規模保育事業など

※「保育の必要な事由」とは、「就労」「妊娠・出産」「保護者の疾病・障害」「親族の看護」「求職活動」「就学」など。

#### 子ども・子育て支援新制度の利用の流れ



※認定こども園を利用する場合は、1号認定の場合は青枠の、2号、3号認定の場合は赤枠の手続きの流れが基本となります。